道路交通法施行令の一部を改正する政令

平成21年12月18日 政令 第291号

改正前

改正後

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

(警察署長の交通規制等)

- 第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制 (法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。)で、その適用期間が一月を超えないものとする。
 - ー 法第八条第一項の道路標識等
 - 二法第九条の道路標識等
 - 三 法第十三条第二項の道路標識等
 - 四法第二十二条の道路標識等
 - 五法第二十五条の二第二項の道路標識等
 - 六法第三十条の道路標識等
 - 七法第四十二条の道路標識等
 - 八法第四十三条の道路標識等
 - 九法第四十四条の道路標識等
 - 十 法第四十五条第一項又は第二項の道路標識等

◆追加◆

- 十一 法第四十六条の道路標識等
- 十二 法第四十八条の道路標識等
- 2 法第五条第二項の政令で定める者は、道路に敷設する軌道に係る軌道経営者その他公安委員会が適当であると認める者とする。

(警察署長の交通規制等)

- 第三条の二 法第五条第一項の規定により公安委員会が警察署長に行わせることができる交通の規制は、次に掲げる道路標識等による交通の規制 (法第四条第一項後段に規定する警察官の現場における指示によるこれらの交通の規制に相当する交通の規制を含む。)で、その適用期間が一月を超えないものとする。
 - 一法第八条第一項の道路標識等
 - 二法第九条の道路標識等
 - 三法第十三条第二項の道路標識等
 - 四法第二十二条の道路標識等
 - 五 法第二十五条の二第二項の道路標識等
 - 六法第三十条の道路標識等
 - 七法第四十二条の道路標識等
 - 八法第四十三条の道路標識等
 - 九法第四十四条の道路標識等
 - 十 法第四十五条第一項又は第二項の道路標識等
 - 十一 法第四十五条の二第一項の道路標識等
 - 十二 法第四十六条の道路標識等
 - 十三 法第四十八条の道路標識等
- 2 法第五条第二項の政令で定める者は、道路に敷設する軌道に係る軌道経営者その他公安委員会が適当であると認める者とする。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

◆追加◆

(停車又は駐車をすることができる場所について 特に配慮する必要がある者)

第十四条の五 法第四十五条の二第一項第三号の政令で定める者は、妊娠中又は出産後八週間以内の者とする。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

| (路側帯が設けられている場所における停車及び |駐車)

- 第十四条の五 法第四十七条第三項の政令で定める ものは、歩行者の通行の用に供する路側帯で、 幅員が○・七五メートル以下のものとする。
- 2 車両は、路側帯に入つて停車し、又は駐車する ときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞ れ当該各号に定める方法によらなければならな

(路側帯が設けられている場所における停車及び 駐車)

- 第十四条の六 法第四十七条第三項の政令で定める ものは、歩行者の通行の用に供する路側帯で、 幅員が○・七五メートル以下のものとする。
- 2 車両は、路側帯に入つて停車し、又は駐車する ときは、次の各号に掲げる区分に従い、それぞ れ当該各号に定める方法によらなければならな

い。

- 一歩行者の通行の用に供する路側帯に入つて停車し、又は駐車する場合当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行の用に供するため○・七五メートルの余地をとること。この場合において、当該路側帯に当該車両の全部が入つた場合においてもその左側に○・七五メートルをこえる余地をとることができるときは、当該道路標示に沿うこと。
- 二 歩行者の通行の用に供しない路側帯に入つて 停車し、又は駐車する場合 当該路側帯の左側 端に沿うこと。

い

- 一歩行者の通行の用に供する路側帯に入つて停車し、又は駐車する場合 当該路側帯を区画している道路標示と平行になり、かつ、当該車両の左側に歩行者の通行の用に供するため○・七五メートルの余地をとること。この場合において、当該路側帯に当該車両の全部が入つた場合においてもその左側に○・七五メートルをこえる余地をとることができるときは、当該道路標示に沿うこと。
- 二 歩行者の通行の用に供しない路側帯に入つて 停車し、又は駐車する場合 当該路側帯の左側 端に沿うこと。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

(パーキング・メーターの作動等の方法)

- 第十四条の六 法 第四十九条の二第四項の規定により車両の運転者がパーキング・メーターを作動させるときは、当該パーキング・メーターに表示されている方法によりこれを作動させなければならない。
- 2 法 第四十九条の二第四項の規定により車両の運転者がパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けてこれを掲示するときは、当該パーキング・チケット発給設備に表示されている方法によりパーキング・チケットの発給を受けて、これを、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより掲示しなければならない。
 - 一 前面ガラスのある車両 前面ガラスの内側に パーキング・チケットの表面に表示された事 項が前方から見やすいように掲示すること。
 - 二 前面ガラスのない車両 前方から見やすいよう に掲示すること。

(パーキング・メーターの作動等の方法)

- 第十四条の七 法 第四十九条の三第四項の規定により車両の運転者がパーキング・メーターを作動 させるときは、当該パーキング・メーターに表 示されている方法によりこれを作動させなけれ ばならない。
- 2 法 第四十九条の三第四項の規定により車両の運転者がパーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けてこれを掲示するときは、当該パーキング・チケット発給設備に表示されている方法によりパーキング・チケットの発給を受けて、これを、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより掲示しなければならない。
 - 一 前面ガラスのある車両 前面ガラスの内側に パーキング・チケットの表面に表示された事 項が前方から見やすいように掲示すること。
 - 二 前面ガラスのない車両 前方から見やすいよう に掲示すること。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

(車両を返還する場合の手続)

第十四条の七 警察署長は、法第五十一条第六項の 規定により保管した車両を当該車両の使用者又 は所有者に返還するときは、返還を受ける者に その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示 させる等の方法によつてその者が当該車両の返 還を受けるべき使用者又は所有者であることを 証明させ、かつ、内閣府令で定める様式による 受領書と引換えに返還するものとする。 (車両を返還する場合の手続)

第十四条の八 警察署長は、法第五十一条第六項の 規定により保管した車両を当該車両の使用者又 は所有者に返還するときは、返還を受ける者に その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示 させる等の方法によつてその者が当該車両の返 還を受けるべき使用者又は所有者であることを 証明させ、かつ、内閣府令で定める様式による 受領書と引換えに返還するものとする。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

(保管した車両に関する規定の準用)

第十七条 <mark>第十四条の七</mark>から第十六条の四までの規 定は、法第五十一条第二十二項において準用す (保管した車両に関する規定の準用)

第十七条 第十四条の八から第十六条の四までの規 定は、法第五十一条第二十二項において準用す

る同条第六項の規定により保管した積載物につ いて準用する。この場合において、第十四条の 七中「使用者又は所有者」とあるのは「所有 者、占有者その他当該積載物について権原を有 する者」と、第十五条第一号中「車両」とある のは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並 びにその積載物が積載されていた車両」と、同 条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載 されていた車両」と、第十六条第二号中「保管 車両一覧簿」とあるのは「保管積載物一覧簿」 と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあ るのは「入札者がない積載物、速やかに売却し なければ価値が著しく減少するおそれのある積 載物その他競争入札に付することが適当でない と認められる積載物」と、第十六条の四第一 項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、 塗色及び番号標に表示されている番号」とある のは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」 と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当 権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替 えるものとする。

る同条第六項の規定により保管した積載物につ いて準用する。この場合において、第十四条の 八中「使用者又は所有者」とあるのは「所有 者、占有者その他当該積載物について権原を有 する者」と、第十五条第一号中「車両」とある のは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並 びにその積載物が積載されていた車両」と、同 条第二号中「車両」とあるのは「積載物が積載 されていた車両」と、第十六条第二号中「保管 車両一覧簿」とあるのは「保管積載物一覧簿」 と、第十六条の三中「入札者がない車両」とあ るのは「入札者がない積載物、速やかに売却し なければ価値が著しく減少するおそれのある積 載物その他競争入札に付することが適当でない と認められる積載物」と、第十六条の四第一 項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、 塗色及び番号標に表示されている番号」とある のは「積載物の名称又は種類、形状及び数量」 と、同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当 権、先取特権、留置権その他の権利」と読み替 えるものとする。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

(損壊物等の保管の手続等)

第二十六条の四の三 第十四条の七から第十六条の 五までの規定は、法第七十二条の二第二項後段 の規定により保管した損壊物等について準用す る。この場合において、 第十四条の七中「使用 者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者そ の他当該損壊物等について権原を有する者」 と、第十五条中「法第五十一条第九項」とある のは「法第七十二条の二第三項において読み替 えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第 一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両 である場合にあつてはその車両の車名、型式、 塗色及び番号標に表示されている番号、車両の 積載物である場合にあつてはその積載物の名称 又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積 載されていた車両」と、「表示されている番 号」とあるのは「表示されている番号、その他 の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等 の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二 号中「車両が駐車していた場所及びその車両を 移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交 通事故が発生したと認められる場所及び日時 (その日時が明らかでないときは、その損壊物 等を移動した日時)」と、第十六条中「法第五 十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二 第三項において読み替えて準用する法第五十一 条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覧 簿」とあるのは「保管損壊物等一覧簿」と、第 十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条 第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三 項において読み替えて準用する法第五十一条第 十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあ

(損壊物等の保管の手続等)

五までの規定は、法第七十二条の二第二項後段 の規定により保管した損壊物等について準用す る。この場合において、 第十四条の八中「使用 者又は所有者」とあるのは「所有者、占有者そ の他当該損壊物等について権原を有する者」 と、第十五条中「法第五十一条第九項」とある のは「法第七十二条の二第三項において読み替 えて準用する法第五十一条第九項」と、同条第 一号中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両 である場合にあつてはその車両の車名、型式、 塗色及び番号標に表示されている番号、車両の 積載物である場合にあつてはその積載物の名称 又は種類、形状及び数量並びにその積載物が積 載されていた車両」と、「表示されている番 号」とあるのは「表示されている番号、その他 の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等 の名称又は種類、形状及び数量」と、同条第二 号中「車両が駐車していた場所及びその車両を 移動した日時」とあるのは「損壊物等に係る交 通事故が発生したと認められる場所及び日時 (その日時が明らかでないときは、その損壊物 等を移動した日時)」と、第十六条中「法第五 十一条第九項」とあるのは「法第七十二条の二 第三項において読み替えて準用する法第五十一 条第九項」と、同条第二号中「保管車両一覧 簿」とあるのは「保管損壊物等一覧簿」と、第 十六条の二及び第十六条の三中「法第五十一条 第十二項」とあるのは「法第七十二条の二第三 項において読み替えて準用する法第五十一条第 十二項」と、同条中「入札者がない車両」とあ

第二十六条の四の三 第十四条の八から第十六条の

るのは「入札者がない損壊物等、速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれのある 損壊物等その他競争入札に付することが適当の 第二項及び第四項中「車両の番号」と、第一項、第二項及び第四項中「車両の番号」と、 第一項を登標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等が車両である場合にある形状は表別である場合に表別である場合に表現である場合に表現である。 とび、大の車両の車名、型式、道域を大きな、 中「抵当権」とあるのは「質権、、第一人のは「第五十一条第二十一項」と表別で進用するとする。 第二十一条第二十一項」と読み替えるものとする。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

(高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等) 第二十七条の五 第十四条の七から第十七条までの 規定は、法第七十五条の八第二項において準用 する法第五十一条第六項(同条第二十二項にお いて準用する場合を含む。)の規定により保管 した車両(積載物を含む。)について準用す る。 (高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等) 第二十七条の五 第十四条の八から第十七条までの 規定は、法第七十五条の八第二項において準用 する法第五十一条第六項(同条第二十二項にお いて準用する場合を含む。)の規定により保管 した車両(積載物を含む。)について準用す る。

- 本則-

施行日:平成22年 4月19日

(権限の委任)

- 第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に 属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察 本部の所在地を包括する方面を除く方面につい ては、当該方面公安委員会が行う。
 - 一 法第四十五条第一項ただし書、 第四十九条の 二第五項、第五十七条第二項、第六十条、第 七十一条第六号、第七十六条第四項第七号、 第七十七条第一項第四号、第百三条第三項 (第百四条の二の三第三項及び第六項並びに 第百七条の五第九項において準用する場合を 含む。)、第百四条第一項、第百七条の五第 四項、第百八条の三十第一項及び第百十四条 の三の規定による公安委員会の定めに関する 事務
 - 二 全国的な幹線道路における交通の規制で、信 号機の設置及び管理によるもの並びに法第二 条第一項第七号、第八条第一項、第十七条第 四項及び第五項第四号、第二十条第一項、第二 十一条第二項第三号、第二十二条、第二十五条の二第二項、第二十六条の二 第三項、第三十条、第二十四条第一項、第二 項、第四項及び第五項、第三十五条第一項、第二十六条第二項、第四十四条、第四十五条の四、第七十五条の八の二第二項及び第一項並びに第七十五条の八の二第二項及び第

(権限の委任)

- 第四十四条 法の規定により道公安委員会の権限に 属する事務は、次に掲げるものを除き、道警察 本部の所在地を包括する方面を除く方面につい ては、当該方面公安委員会が行う。
 - 一 法第四十五条第一項ただし書、 第四十九条の 五、第五十七条第二項、第六十条、第七十一 条第六号、第七十六条第四項第七号、第七十 七条第一項第四号、第百三条第三項(第百四 条の二の三第三項及び第六項並びに第百七条 の五第九項において準用する場合を含 む。)、第百四条第一項、第百七条の五第四 項、第百八条の三十第一項及び第百十四条の 三の規定による公安委員会の定めに関する事 務
 - 二 全国的な幹線道路における交通の規制で、信 号機の設置及び管理によるもの並びに法第二 条第一項第七号、第八条第一項、第十七条第 四項及び第五項第四号、第二十条第一項、 1一条第二項、第二十条の二第一条、第二十五条の二第二項、第二十二条、第二十二条、第二十二条。 第三項、第三十条、第二十四条第一項、第二十六条第二項、第四十四条、第四十五条の一第二項、第一十五条の六の二第二項及び第一項並びに第七十五条の八の二第二項及び第

- 三項の道路標識等によるものに関する事務
- 三 法第五十一条の八第一項の登録、同条第六項 の更新、法第五十一条の九の命令、法第五十 一条の十の取消し並びに法第五十一条の十一 の報告及び検査に関する事務
- 四 法第百八条の三十一第一項の指定、同条第三 項の命令及び同条第四項の取消しに関する事
- 2 方面公安委員会は、前項の規定により方面公安 委員会が行う処分に係る聴聞を行い、又は同項 の規定により法第百四条第一項の規定による意 見の聴取を行うに当たつては、道公安委員会が 定める手続に従うものとする。

- 三項の道路標識等によるものに関する事務
- 三 法第五十一条の八第一項の登録、同条第六項 の更新、法第五十一条の九の命令、法第五十 一条の十の取消し並びに法第五十一条の十一 の報告及び検査に関する事務
- 四 法第百八条の三十一第一項の指定、同条第三 項の命令及び同条第四項の取消しに関する事
- 2 方面公安委員会は、前項の規定により方面公安 委員会が行う処分に係る聴聞を行い、又は同項 の規定により法第百四条第一項の規定による意 見の聴取を行うに当たつては、道公安委員会が 定める手続に従うものとする。

- その他-

施行日:平成22年 4月19日

加1] ロ・十成22年 4月 19日 別表第一 (第十七条の三関係)			別表第一(第十七条の三関係)		
放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の額	放置車両の態様の区分	放置車両の種類	放置違反金の額
一 法第四十四条、第四十九条の二第三項 又は第七十五条の八第一項の規定に違反 して駐車しているもの(法第四十九条の 二第三項の規定に違反して駐車している ものについては、同項の道路標識等によ	大型車	二万五千円	一 法第四十四条又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの(法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについては高齢運転者等専用場所(法第四十五条の二第一項の道路標識等によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	大型車	二万七千円
り指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分において駐車しているものに限る。)	普通車	一万八千日	り同項の高齢運転者等標章自動車が停車 又は駐車をすることができることとされ ている道路の部分をいう。以下同じ。) において駐車しているものに限り、法第 四十九条の四の規定に違反して駐車して	普通車	二万円
	二輪車又は原	円一万円	いるものについては法定駐停車禁止場所 (法第四十四条各号に掲げる道路の部分 をいう。以下同じ。)にある指定駐車場 所(法第四十九条の三第三項の道路標識 等により指定されている道路の部分をい う。以下同じ。)において駐車している ものに限る。)	一輪車又は原付車	万二千円
二 法第四十五条第一項若しくは第二項、 第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条 又は第四十九条の二第三項の規定	付車 大型車	二万千円	二 法第四十四条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの(法第四十四条の規定に違反して駐車しているものについては一の項に規定するようなとなった。	大型車	二万五千円
に違反して駐車しているもの(<mark>同項</mark> の規 定に違反して駐車しているものについて は 、 <mark>前号</mark> に規定するものを <mark>除く</mark> 。)	普通車	円一万五千円	るものを除き、法第四十九条の三第三項 又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては法定駐停車禁止場所(指定駐車場所を除く。)において駐車しているものに限る。)	普通車	一万八千円
		円	5	=	_

三法第四十九条の二第二項若しくは第五項後段の規定に違反して駐車しているもの又は法第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する場合において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、法第四十九条の二第四項の規定に違反しているもの	二輪車又は原付車 大型車 普通車 二輪車又は原付車 九千円 一万二千円 一万円 六千円	三 法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの(法第四十五条第一項の規定に違反して駐車しているものについては高齢運転者等専用場所において駐車しているものにでは指定駐車場所(法定駐停車禁止場所にあるものを除く。)において駐車しているものに限る。)	輪車又は原付車 大型車 普通車 二輪車又は原付車	万円 二万三千円 一万七千円 一万千円
備考 一 放置違反金の額は、この表の上欄に掲げる車両の態様の区分及びこの表の中欄に掲げる記車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額する。 二 この表の放置車両の種類の欄に掲げる用語義は、それぞれ次に定めるところによる。 1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車型特殊自動車及び重被牽(けん)引車をいう。 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。 3 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通二輪車をいう。 4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動自転車をいう。	放額の いの 自動で 大の 動	四 法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定に違反して駐車しているもの(法第四十五条第一項の規定に違反して駐車しているものについては二の項に規定するものを除き、法第四十九条の四の規定に違反して駐車しているものについては一の項から三の項までに規定するものを除く。)	大型車 普通車 二輪車又は原付車	二万千円 一万五千円 九千円
		五法第四十九条の三第二項若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車しているもの又は法第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、法第四十九条の三第四項の規定に違反しているもの	大型車 普通車 二	一万二千円 一万円 六

	編車 一 放置違反金の額は、この表の上欄に掲げるが 車両の態様の区分及びこの表の中欄に掲げる放 車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額 する。 二 この表の放置車両の種類の欄に掲げる用語の 義は、それぞれ次に定めるところによる。 1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、 型特殊自動車及び重被牽(けん)引車をいう。 2 「普通車」とは、苦通自動車をいう。 3 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通自 二輪車をいう。 4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機 自転車をいう。	置と意大動
施行日:平成22年 4月19日 別表第二 (第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の三、第三十七条の八関係) 一一般違反行為に付する基礎点数		
点数	一般違反行為の種別	点数
二十五点	酒気帯び運転(〇・二五以上)、過労運転等 又は共同危険行為等禁止違反	二十五点
二十三点	酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転	二十三点
十九点	無免許運転又は酒気帯び(〇・二五未満)速 度超過(五十以上)等	十九点
十六点	酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十 (高速四十)以上五十未満)等	十六点
十五点	酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五 以上三十(高速四十)未満)等	十五点
十四点	酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五 未満)等	十四点
	七 点数 二十五点 二十三点 十九点 十六点 十五点 十四	# 東スは原付車

酒気帯び運転(〇・二五未満)		十∥酒気帯び運転(○・二五未満)	+
	点	点	三点
大型自動車等無資格運転、仮免許運	転違反又	十十十大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又	+
は速度超過(五十以上)		は速度超過(五十以上)	
		点	点
速度超過(三十(高速四十)以上3 満)、積載物重量制限超過(大型等 上)、無車検運行又は無保険運行		六 速度超過(三十(高速四十)以上五十未 点 満)、積載物重量制限超過(大型等十割以 上)、無車検運行又は無保険運行	六点
速度超過(二十五以上三十(高速四満)、放置駐車違反(駐停車禁止場 積載物重量制限超過(大型等五割以 満)、積載物重量制限超過(普通等 上)又は保管場所法違反(道路使用	易所等)、 点 人上十割未 計十割以	三 速度超過(二十五以上三十(高速四十)未 満)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、 積載物重量制限超過(大型等五割以上十割未 満)、積載物重量制限超過(普通等十割以 上)又は保管場所法違反(道路使用)	三点
警察に 警察に 等違反 等違反 等違反 等違反 等違反 等違反 等違 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	またいでは、これでは、これでは、これでは、これでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	警察官現場指示違反、警察官通行禁止制道 原 で 現場指示違反、警察 官 現場指示違反、	点
混雑緩和措置命令違反、通行許通法 通行帯違反、速度の場合の場合の 道敷内違反、速度の場合の 道敷内違反、速度の 道敷方法違反、止違反、 道上。 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	等には ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一点 混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違反、 通行帯違反、路終バス等優先通行帯違反、軌 道敷内違反、速度超過(二十未満)、自路外 出右左折方法違反、車間距離不保持、 書、指定横断等禁止違反、車間距離不保持、 達反、乗合自動車光進方法。 違反、乗合自動車光進方差点右左折等合図書、 違反、乗合自動車発進妨害、割下 達反、乗合自動車が書、 造石左折方法違反、交差点右左所等合図書、 とは右左折方法違反、交差点右左側 素急車が書等、駐車車 、交差点等進入禁止違反、無燈火。 等義務違反、乗車積載の(普通等)、 等。 等。 等。 等。 等。 等。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	

等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開 等危険防止措置義務違反、安全不確認ドア開 放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護 放等、停止措置義務違反、初心運転者等保護 義務違反、携帯電話使用等(保持)、座席べ 義務違反、携帯電話使用等(保持)、座席べ ルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務 ルト装着義務違反、幼児用補助装置使用義務 違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心 違反、乗車用ヘルメット着用義務違反、初心 運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表 運転者標識表示義務違反、聴覚障害者標識表 示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車 示義務違反、最低速度違反、本線車道通行車 妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方 妨害、本線車道緊急車妨害、本線車道出入方 法違反、牽(けん)引自動車本線車道通行帯 法違反、牽(けん)引自動車本線車道通行帯 違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習 違反、故障車両表示義務違反又は仮免許練習 標識表示義務違反 標識表示義務違反 特定違反行為に付する基礎点数 二 特定違反行為に付する基礎点数 点 特定違反行為の種別 特定違反行為の種別 数 数 六 運転殺人等又は危険運転致死 運転殺人等又は危険運転致死 + 十 点 点 運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障 五 運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障 Ŧ 害)又は危険運転致傷(治療期間三月以上 + 害)又は危険運転致傷(治療期間三月以上 + 又は後遺障害) 五 又は後遺障害) 五 点 点 運転傷害等(治療期間三十日以上)又は危 運転傷害等(治療期間三十日以上)又は危 五 五 + **険運転致傷(治療期間三十日以上)** 険運転致傷 (治療期間三十日以上) 十 点 点 運転傷害等(治療期間十五日以上)又は危 運転傷害等(治療期間十五日以上)又は危 四 四 険運転致傷 (治療期間十五日以上) +険運転致傷 (治療期間十五日以上) + 八 八 点 点 運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造 四 運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造 四 + + 物損壊)又は危険運転致傷(治療期間十五 物損壊)又は危険運転致傷(治療期間十五 日未満) Ŧ 日未満) Ŧ 点 点 Ξ Ξ 酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反 酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反 \mp \mp 五 五 点 点 違反行為に付する付加点数(交通事故の場合) 三 違反行為に付する付加点数(交通事故の場合) 交通 交通 中 中 事故 事故

9

交通事故の種別

欄

に

規

定

す

る

場

合

以

外

の

が専

ら当

該違

反行

為を

した

者の

不注

意に

よつ

交通事故の種別

欄

に

規

定

す

る

場

合

以

外

が専

ら当

該違

反行

為を

した

者の

不注

意に

よつ

	生たのあ場にけ点しもでる合おる数	場合における点数		生たのあ場にけ点しもでる合おる数	場合における点数
人の死亡に係る交通事故	二十点	十三点	人の死亡に係る交通事故	二十点	十三点
人の傷害に係る交通事故(他人を傷つけたものに限る。以下この表においう。)のうち、治療事故に係る負傷の治療の治療の治療をという。第事故に係る負傷者の負傷の治療をは、まな、ないの負傷をはない。 という。)のうち、治療の自傷の治療をは、ないの負傷の治療による自傷の程度がある。とは、ないの負別である。とは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	川坞 十	九点	人の傷害に係る交通事故(他人を傷つけたものに限る。以下このうち、治療に限る。以下ののうち、治療という。)のうち、治療事故に係る負傷者の負傷の治療をの治療をは、まれるの人の負別をは、まれるの人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	三点 十	九点
傷害事故のうち、治療期間が三十日以 上三月未満であるもの(後遺障害が存 するものを除く。)	九点	六点	傷害事故のうち、治療期間が三十日以 上三月未満であるもの(後遺障害が存 するものを除く。)	九点	六点
傷害事故のうち、治療期間が十五日以 上三十日未満であるもの(後遺障害が 存するものを除く。)	六点	四点	傷害事故のうち、治療期間が十五日以 上三十日未満であるもの(後遺障害が 存するものを除く。)	六点	四点
傷害事故のうち治療期間が十五日未満 であるもの(後遺障害が存するものを 除く。)又は建造物の損壊に係る交通 事故	三点	二点	傷害事故のうち治療期間が十五日未満 であるもの(後遺障害が存するものを 除く。)又は建造物の損壊に係る交通 事故	三点	二点
ずい 備考			<u> </u>		

- 違反行為に付する点数は、次に定めるところに よる。
- 1 一の表又は二の表の上欄に掲げる違反行為の種 |別に応じ、これらの表の下欄に掲げる点数とす る。この場合において、同時に二以上の種別の違 |反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数 のうち最も高い点数(同じ点数のときは、その点 数)によるものとする。
- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした 場合(二の114から123までに規定する行為をした 場合を除く。)には、次に定めるところによる。 (イ) 1による点数に、三の表の区分に応じ同表の 中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。 |ただし、当該交通事故が建造物以外の物の損壊の みに係るものであるときは、1による点数とす る。

- 違反行為に付する点数は、次に定めるところに よる。
- 1 一の表又は二の表の上欄に掲げる違反行為の種 |別に応じ、これらの表の下欄に掲げる点数とす る。この場合において、同時に二以上の種別の違 |反行為に当たるときは、これらの違反行為の点数 のうち最も高い点数(同じ点数のときは、その点 数)によるものとする。
- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした 場合(二の114から123までに規定する行為をした 場合を除く。)には、次に定めるところによる。 (イ) 1による点数に、三の表の区分に応じ同表の 中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数とする。 ただし、当該交通事故が建造物以外の物の損壊の |みに係るものであるときは、1による点数とす る。

- |(ロ) 法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為を
- 3 二の114から123までに規定する行為をした場合 において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる 行為をしたときは、1による点数に、五点を加え た点数とする。
- 二一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味 は、それぞれ次に定めるところによる。
- 1 「酒気帯び運転(○・二五以上)」とは、法第 六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体 |に血液―ミリリットルにつき〇・五ミリグラム以 上又は呼気一リットルにつき○・二五ミリグラム 以上のアルコールを保有する状態で運転する行為 をいう。
- 2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違 |反する行為(125に規定する行為を除く。)をい
- 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十八 条の規定に違反する行為をいう。
- 4 「酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転」と |は、身体に第四十四条の三に定める程度以上のア |ルコールを保有する状態(1に規定する状態を除 く。)で運転している場合における5に規定する 行為をいう。
- 5 「無免許運転」とは、法第六十四条の規定に違 |反する行為をいう。
- 6 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(五十以 上)等」とは、4に規定する状態で運転している 場合における11から13までに規定する行為をい う。
- 7 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十 (高速四十) 以上五十未満) 等」とは、4に規定 する状態で運転している場合における14から17ま でに規定する行為をいう。
- 8 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二十五 以上三十(高速四十)未満)等」とは、4に規定 |する状態で運転している場合における18、20又 |は21に規定する行為をいう。
- 9 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五 未満)等」とは、4に規定する状態で運転してい る場合における23から43まで、45から59まで又 |は61から113までに規定する行為をいう。
- |10 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第 六十五条第一項の規定に違反する行為のうち4に 規定する状態で運転する行為(4及び6から9ま でに規定する行為を除く。)をいう。
- |11 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五 |条第五項から第九項までの規定に違反する行為を いう。
- 12 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条第二項 後段の規定に違反する行為をいう。
- |13 「速度超過(五十以上)」とは、法第二十二条 |の規定によりこれを超える速度で進行してはなら ないこととされている最高速度を超える速度で運 |転する行為(以下「速度超過」という。)のう |ち、その超える速度が五十キロメートル毎時以上

- ||(口) 法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為を したときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数||したときは、(イ)による点数に、五点を加えた点数|
 - 3 二の114から123までに規定する行為をした場合 |において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる 行為をしたときは、1による点数に、五点を加え た点数とする。
 - 二 一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味 は、それぞれ次に定めるところによる。
 - 1 「酒気帯び運転(○・二五以上)」とは、法第 六十五条第一項の規定に違反する行為のうち身体 に血液一ミリリットルにつき○・五ミリグラム以 上又は呼気一リットルにつき○・二五ミリグラム 以上のアルコールを保有する状態で運転する行為 をいう。
 - 2 「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違 |反する行為(125に規定する行為を除く。)をい
 - 「共同危険行為等禁止違反」とは、法第六十八 条の規定に違反する行為をいう。
 - 4 「酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転」と |は、身体に第四十四条の三に定める程度以上のア |ルコールを保有する状態(1に規定する状態を除 く。)で運転している場合における5に規定する |行為をいう。
 - 5 「無免許運転」とは、法第六十四条の規定に違 |反する行為をいう。
 - 6 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(五十以 上)等」とは、4に規定する状態で運転している 場合における11から13までに規定する行為をい
 - 7 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三十 (高速四十) 以上五十未満) 等」とは、4に規定 する状態で運転している場合における14から17ま でに規定する行為をいう。
 - 8 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五 以上三十(高速四十)未満)等」とは、4に規定 する状態で運転している場合における18、20又 は21に規定する行為をいう。
 - 9 「酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二十五 未満)等」とは、4に規定する状態で運転してい る場合における23から43まで、45から59まで又 は61から113までに規定する行為をいう。
 - |10 「酒気帯び運転(〇・二五未満)」とは、法第 六十五条第一項の規定に違反する行為のうち4に 規定する状態で運転する行為(4及び6から9ま でに規定する行為を除く。)をいう。
 - |11 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十五 |条第五項から第九項までの規定に違反する行為を いう。
 - |12 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条第二項 後段の規定に違反する行為をいう。
 - |13 「速度超過(五十以上)」とは、法第二十二条 の規定によりこれを超える速度で進行してはなら ないこととされている最高速度を超える速度で運 |転する行為(以下「速度超過」という。)のう |ち、その超える速度が五十キロメートル毎時以上

のものをいう。

う。

14 「速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上五十キロメートル毎時未満のものをいう。

15 「積載物重量制限超過(大型等十割以上)」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為(以下「積載物重量制限超過」という。)のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(大型自動車等(法別表第二に規定する大型自動車等をいう。以下同じ。)を運転する場合におけるものに限る。)をいう。

|16 「無車検運行」とは、道路運送車両法第五十八 |条第一項の規定に違反する行為をいう。

17 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保障法第 五条の規定に違反する行為をいう。

|18 「速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)未満のものをいう。

19 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等)」とは、 法第四十四条、第四十九条の二第三項又は第七十 五条の八第一項の規定の違反となるような行為 (法第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、同項の道路標識等により指定されている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。)のうち、車両を離れて直ちに運転することができない 状態にする行為に該当するもの又はその行為をし

20 「積載物重量制限超過(大型等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。)をいう。

た場合において 車両を離れて直ちに運転すること

ができない状態にする行為をしたときのものをい

21 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(15に規定する行為を除く。)をいう。

22 「保管場所法違反(道路使用)」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年 法律第百四十五号)第十一条第一項の規定に違反 する行為をいう。

23 「警察官現場指示違反」とは、法第四条第一項 後段に規定する警察官の現場における指示に従わ ない行為をいう。

24 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第六条第 四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わな い行為をいう。

25 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反となるような行為をいう。

|26 「通行禁止違反」とは、法第八条第一項の規定

のものをいう。

14 「速度超過(三十(高速四十)以上五十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)以上五十キロメートル毎時未満のものをいう。

15 「積載物重量制限超過(大型等十割以上)」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為(以下「積載物重量制限超過」という。)のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(大型自動車等(法別表第二に規定する大型自動車等をいう。以下同じ。)を運転する場合に

おけるものに限る。)をいう。 16 「無車検運行」とは、道路運送車両法第五十八 条第一項の規定に違反する行為をいう。

17 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保障法第 五条の規定に違反する行為をいう。

18 「速度超過(二十五以上三十(高速四十)未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時(高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時)未満のものをいう。

19 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法第四十四条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八 第一項の規定の違反となるような行為については 法定駐停車場所を除く。)における行為に場所(指定駐車場所を除く。)における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所における行為に限る。以下「駐停車禁止場所等違反行為」という。)のうち、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下

「放置行為」という。)に該当するときのもの又はその行為をした場合において 放置行為をしたときのものをいう。

20 「積載物重量制限超過(大型等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。)をいう。

21 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの(15に規定する行為を除く。)をいう。

| 22 「保管場所法違反(道路使用)」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年|| 法律第百四十五号)第十一条第一項の規定に違反 | する行為をいう。

23 「警察官現場指示違反」とは、法第四条第一項 後段に規定する警察官の現場における指示に従わ ない行為をいう。

24 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第六条第 四項の規定による警察官の禁止又は制限に従わな い行為をいう。

|25 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反とな

の違反となるような行為をいう。

27 「歩行者用道路徐行違反」とは、法第九条の規 定の違反となるような行為をいう。

28 「通行区分違反」とは、法第十七条第一項から 第四項まで又は第六項の規定の違反となるような 行為をいう。

29 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十 八条第二項の規定の違反となるような行為をい う。

30 「速度超過(二十以上二十五未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未満のものをいう。

|31 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第二十四条の |規定に違反する行為をいう。

|32 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の |二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

33 「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法 第二十六条の規定の違反となるような行為(高速 自動車国道等におけるものに限る。)をいう。

34 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三十 条までの規定の違反となるような行為をいう。

35 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の 規定の違反となるような行為をいう。

36 「踏切不停止等」とは、法第三十三条第一項の 規定の違反となるような行為をいう。

37 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三条第二項の規定の違反となるような行為をいう。

38 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六条 第二項又は第三項の規定の違反となるような行為 をいう。

39 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六 条第四項の規定の違反となるような行為をいう。

40 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八条又は第三十八条の二の規定の違反となるような行為をいう。

41 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定の 違反となるような行為をいう。

42 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三条 の規定の違反となるような行為をいう。

43 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、法 第四十四条、第四十九条の二第三項又は第七十五 条の八第一項の規定の違反となるような行為(法 第四十九条の二第三項の規定の違反となるような 行為については、同項の道路標識等により指定さ れている道路の部分以外の法第四十四条各号に掲 げる道路の部分における行為に限る。)のう ち、19に規定する行為以外のものをいう。

44 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為(同項の規定の違反となるような行為については、当該行為のうち19に規定するものを除く。)のうち車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又は当該行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができないて車両を離れて直ちに運転することができないて車両を離れて直ちに運転することができないて車両を離れて直ちに運転することができないできないできないできないできないできないできないできないである。

るような行為をいう。

26 「通行禁止違反」とは、法第八条第一項の規定 の違反となるような行為をいう。

27 「歩行者用道路徐行違反」とは、法第九条の規 定の違反となるような行為をいう。

28 「通行区分違反」とは、法第十七条第一項から 第四項まで又は第六項の規定の違反となるような 行為をいう。

29 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、法第十 八条第二項の規定の違反となるような行為をい う。

30 「速度超過(二十以上二十五未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未満のものをいう。

31 「急ブレーキ禁止違反」とは、法第二十四条の 規定に違反する行為をいう。

32 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の 二第一項の規定の違反となるような行為をいう。

33 「高速自動車国道等車間距離不保持」とは、法 第二十六条の規定の違反となるような行為(高速 自動車国道等におけるものに限る。)をいう。

34 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三十 条までの規定の違反となるような行為をいう。

35 「路面電車後方不停止」とは、法第三十一条の 規定の違反となるような行為をいう。

36 「踏切不停止等」とは、法第三十三条第一項の 規定の違反となるような行為をいう。

37 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三条第二 項の規定の違反となるような行為をいう。

38 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六条 第二項又は第三項の規定の違反となるような行為 をいう。

39 「交差点安全進行義務違反」とは、法第三十六 条第四項の規定の違反となるような行為をいう。

|40 「横断歩行者等妨害等」とは、法第三十八条又 |は第三十八条の二の規定の違反となるような行為 |をいう。

41 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定の 違反となるような行為をいう。

42 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三条 の規定の違反となるような行為をいう。

43 「駐停車違反(駐停車禁止場所等)」とは、駐 停車禁止場所等違反行為のうち、19に規定する行 為以外のものをいう。

44 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」とは、法 第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第 二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の 三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となる ような行為(法第四十九条の三第三項又は第四十 九条の四の規定の違反となるような行為について は、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを 除く。)のうち、その行為が放置行為に該当する ときのもの又はその行為をした場合において放置 行為をしたときのものをいう。

45 「積載物重量制限超過(大型等五割未満)」と は、積載物重量制限超過のうち、その超える積載

ない状態にする行為をしたときのものをいう。

- 45 「積載物重量制限超過(大型等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(大型自動車等を運転する場合におけるものに限る。)をいう。
- 46 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(20に規定する行為を除く。)をいう。
- 47 「整備不良(制動装置等)」とは、法第六十二 条の規定に違反する行為(制動装置、かじ取装 置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに限 る。)をいう。
- 48 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規定 に違反する行為をいう。
- 49 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第二号 又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。
- 50 「安全地帯徐行違反」とは、法第七十一条第三 号の規定に違反する行為をいう。
- 51 「騒音運転等」とは、法第七十一条第五号の三 の規定に違反する行為をいう。
- 52 「携帯電話使用等(交通の危険)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為(同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。)をいう。
- 53 「消音器不備」とは、法第七十一条の二の規定 に違反する行為をいう。
- 54 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第 七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反 する行為をいう。
- 55 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- |56 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五 |条の五の規定の違反となるような行為をいう。
- 57 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為(本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。)をいう。
- 58 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第百七条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。
- 59 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法 第十九条又は第七十三条第一項(同法第九十七条 の三第二項において準用する場合を含む。)の規 定に違反する行為をいう。
- 60 「保管場所法違反(長時間駐車)」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律第十一条第二項の規定に違反する行為をいう。
- |61 「混雑緩和措置命令違反」とは、法第六条第二

- の割合が五十パーセント未満のもの(大型自動車 等を運転する場合におけるものに限る。)をい う。
- 46 「積載物重量制限超過(普通等五割以上十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの(20に規定する行為を除く。)をいっ
- 47 「整備不良(制動装置等)」とは、法第六十二 条の規定に違反する行為(制動装置、かじ取装 置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに限 る。)をいう。
- 48 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規定 に違反する行為をいう。
- 49 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第二号 又は第二号の三の規定に違反する行為をいう。
- 50 「安全地帯徐行違反」とは、法第七十一条第三 号の規定に違反する行為をいう。
- 51 「騒音運転等」とは、法第七十一条第五号の三 の規定に違反する行為をいう。
- 52 「携帯電話使用等(交通の危険)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為(同号の規定に違反し、よつて道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。)をいう。
- 53 「消音器不備」とは、法第七十一条の二の規定 に違反する行為をいう。
- 54 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは、法第七十一条の四第三項から第六項までの規定に違反 する行為をいう。
- 55 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、法第 七十五条の三の規定による警察官の禁止、制限又 は命令に従わない行為をいう。
- 56 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十五 条の五の規定の違反となるような行為をいう。
- 57 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反」とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為(本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線において当該自動車を運転することができなくなつた場合又は当該自動車に積載している物を当該高速自動車国道等に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。)をいう。
- 58 「免許条件違反」とは、法第九十一条の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は法第百七条の四第三項の規定による公安委員会の命令に違反して運転する行為をいう。
- 59 「番号標表示義務違反」とは、道路運送車両法 第十九条又は第七十三条第一項(同法第九十七条 の三第二項において準用する場合を含む。)の規 定に違反する行為をいう。
- 60 「保管場所法違反(長時間駐車)」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律第十一条第二項の規定に違反する行為をいう。
- 61 「混雑緩和措置命令違反」とは、法第六条第二項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- |62 「通行許可条件違反」とは、法第八条第五項の

- 項の規定による警察官の禁止、制限又は命令に従わない行為をいう。
- 62 「通行許可条件違反」とは、法第八条第五項の 規定により警察署長が付した条件に違反する行為 をいう。
- 63 「通行帯違反」とは、法第二十条の規定の違反となるような行為をいう。
- 64 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十 条の二第一項の規定の違反となるような行為をい う。
- 65 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の 違反となるような行為をいう。
- 66 「速度超過(二十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 67 「道路外出右左折方法違反」とは、法第二十五 条第一項又は第二項の規定の違反となるような行 為をいう。
- 68 「道路外出右左折合図車妨害」とは、法第二十 五条第三項の規定の違反となるような行為をい う。
- 69 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の 二第二項の規定の違反となるような行為をいう。 70 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定
- 70 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定 の違反となるような行為(33に規定する行為を除 く。)をいう。
- 71 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の二 第二項又は第三項の規定の違反となるような行為 をいう。
- 72 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二 十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 73 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の 二の規定の違反となるような行為をいう。
- 74 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反 となるような行為をいう。
- 75 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条 第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反 となるような行為をいう。
- 76 「交差点右左折等合図車妨害」とは、法第三十四条第六項(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定の違反となるような行為をいう。
- 77 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一 項の規定の違反となるような行為をいう。
- 78 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第一項又は第三十七条の規定の違反となるような行為 をいう。
- 79 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十 一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反とな るような行為をいう。
- 80 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条 又は第四十九条の二第二項から第四項まで若しくは第五項後段の規定の違反となるような行為(法 第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為については、 当該行為のうち19及び43に規定するものを除く。)のうち、44に規定

- 規定により警察署長が付した条件に違反する行為 をいう。
- 63 「通行帯違反」とは、法第二十条の規定の違反となるような行為をいう。
- 64 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法第二十 条の二第一項の規定の違反となるような行為をい う。
- 65 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定の 違反となるような行為をいう。
- 66 「速度超過(二十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 67 「道路外出右左折方法違反」とは、法第二十五 条第一項又は第二項の規定の違反となるような行 為をいう。
- 68 「道路外出右左折合図車妨害」とは、法第二十 五条第三項の規定の違反となるような行為をい う。
- 69 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条の 二第二項の規定の違反となるような行為をいう。
- 70 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定 の違反となるような行為(33に規定する行為を除 く。)をいう。
- 71 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六条の二 第二項又は第三項の規定の違反となるような行為 をいう。
- 72 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第二 十七条の規定の違反となるような行為をいう。
- 73 「乗合自動車発進妨害」とは、法第三十一条の二の規定の違反となるような行為をいう。
- 74 「割込み等」とは、法第三十二条の規定の違反 となるような行為をいう。
- 75 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四条 第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の違反 となるような行為をいう。
- 76 「交差点右左折等合図車妨害」とは、法第三十四条第六項(法第三十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定の違反となるような行為をいう。
- 77 「指定通行区分違反」とは、法第三十五条第一項の規定の違反となるような行為をいう。
- 78 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第一項又は第三十七条の規定の違反となるような行為 をいう。
- |79 「緊急車妨害等」とは、法第四十条又は第四十 |一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反とな |るような行為をいう。
- 80 「駐停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条 、第四十九条の三第二項から第四項ま
- で、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為(法 第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、 駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。)のうち、44に規定する行為以外のものをいう。
- ||81 「交差点等進入禁止違反」とは、法第五十条の

する行為以外のものをいう。

81 「交差点等進入禁止違反」とは、法第五十条の 規定の違反となるような行為をいう。

82 「無燈火」とは、法第五十二条第一項の規定の違反となるような行為をいう。

83 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第二項 の規定に違反する行為をいう。

84 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項の規 定に違反する行為をいう。

85 「合図制限違反」とは、法第五十三条第三項の 規定に違反する行為をいう。

86 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条第 一項の規定に違反する行為をいう。

87 「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第一 項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

88 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して乗車をさせて運転する行為をいう。

89 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(45に規定する行為を除く。)をいう。

90 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七条 第一項の規定に違反して積載物の大きさの制限を 超える積載をして運転する行為をいう。

91 「積載方法制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を 超える積載をして運転する行為をいう。

92 「制限外許可条件違反」とは、法第五十八条第 三項の規定により警察署長が付した条件に違反す る行為をいう。

93 「牽(けん)引違反」とは、法第五十九条第一 項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

94 「原付牽(けん)引違反」とは、法第六十条の 規定に基づく公安委員会の定めに違反する行為を いう。

95 「整備不良(尾燈等)」とは、法第六十二条の 規定に違反する行為(47に規定する行為を除 く。)をいう。

96 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七十一 条第四号の規定に違反する行為をいう。

97 「転落積載物等危険防止措置義務違反」とは、 法第七十一条第四号の二の規定に違反する行為を いう。

98 「安全不確認ドア開放等」とは、法第七十一条 第四号の三の規定に違反する行為をいう。

99 「停止措置義務違反」とは、法第七十一条第五 号の規定に違反する行為をいう。

100 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七十一条第五号の四の規定に違反する行為をいう。
101 「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(52に規定する場合を除く。)をいう。

|102 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十

規定の違反となるような行為をいう。

|82 「無燈火」とは、法第五十二条第一項の規定の |違反となるような行為をいう。

83 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第二項の規定に違反する行為をいう。

84 「合図不履行」とは、法第五十三条第一項の規 定に違反する行為をいう。

85 「合図制限違反」とは、法第五十三条第三項の 規定に違反する行為をいう。

86 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条第 一項の規定に違反する行為をいう。

87 「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第一 項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

88 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の規 定に違反して乗車をさせて運転する行為をいう。

89 「積載物重量制限超過(普通等五割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの(45に規定する行為を除く。)をいう。

90 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七条 第一項の規定に違反して積載物の大きさの制限を 超える積載をして運転する行為をいう。

91 「積載方法制限超過」とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を 超える積載をして運転する行為をいう。

|92 「制限外許可条件違反」とは、法第五十八条第 |三項の規定により警察署長が付した条件に違反す |る行為をいう。

93 「牽(けん)引違反」とは、法第五十九条第一 項又は第二項の規定に違反する行為をいう。

94 「原付牽(けん)引違反」とは、法第六十条の 規定に基づく公安委員会の定めに違反する行為を いう。

|95 「整備不良(尾燈等)」とは、法第六十二条の |規定に違反する行為(47に規定する行為を除 |く。)をいう。

96 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七十一 条第四号の規定に違反する行為をいう。

97 「転落積載物等危険防止措置義務違反」とは、 法第七十一条第四号の二の規定に違反する行為を いう。

98 「安全不確認ドア開放等」とは、法第七十一条 第四号の三の規定に違反する行為をいう。

|99 「停止措置義務違反」とは、法第七十一条第五 |号の規定に違反する行為をいう。

100「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七十一条第五号の四の規定に違反する行為をいう。101「携帯電話使用等(保持)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為(52に規定する場合を除く。)をいう。

102 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十 一条の三第一項の規定に違反する行為又は同条第 二項の規定に違反する行為(座席ベルトを装着し 一条の三第一項の規定に違反する行為又は同条第二項の規定に違反する行為(座席ベルトを装着しない者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置に乗車させて自動車を運転する行為については、高速自動車国道等におけるものに限る。)をいう。

103 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第 七十一条の三第三項の規定に違反する行為をい う。

104 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法 第七十一条の四第一項又は第二項の規定に違反す る行為をいう。

105 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第 七十一条の五第一項の規定に違反する行為をい う。

106 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第 七十一条の六第一項の規定に違反する行為をい う。

107 「最低速度違反」とは、法第七十五条の四の 規定の違反となるような行為をいう。

108 「本線車道通行車妨害」とは、法第七十五条 の六第一項の規定の違反となるような行為をい う。

109 「本線車道緊急車妨害」とは、法第七十五条 の六第二項の規定の違反となるような行為をい う。

110 「本線車道出入方法違反」とは、法第七十五 条の七の規定の違反となるような行為をいう。 111 「牽(けん)引自動車本線車道通行帯違反」 とは、法第七十五条の八の二第二項から第四項ま

での規定の違反となるような行為をいう。
112 「故障車両表示義務違反」とは、法第七十五

条の十一第一項の規定に違反する行為をいう。 113 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、法第 八十七条第三項の規定に違反する行為をいう。

114 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により 人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意 (人の傷害に係るものを含む。)によるもの(建 造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によ つて人が死亡した場合に限る。)をいう。

115 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法 第二百八条の二の罪に当たる行為(自動車等の運 転に関し行われたものに限る。以下この表におい て同じ。)をいう。

116 「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意(人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118及び120において同じ。)のうち、負傷者の治療期間(負傷の治療に要する期間(負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間)

上である場合にあつては、これらの者のうち最も 負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間) をいう。以下同じ。)が三月以上であるもの又は 負傷者に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状 が固定したときを含む。)における身体の障害で ない者を運転者席の横の乗車装置以外の乗車装置 に乗車させて自動車を運転する行為については、 高速自動車国道等におけるものに限る。)をい う。

|103 「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第 |七十一条の三第三項の規定に違反する行為をい |う。

|104 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法 |第七十一条の四第一項又は第二項の規定に違反す |る行為をいう。

105 「初心運転者標識表示義務違反」とは、法第 七十一条の五第一項の規定に違反する行為をい う。

106 「聴覚障害者標識表示義務違反」とは、法第 七十一条の六第一項の規定に違反する行為をい う。

107 「最低速度違反」とは、法第七十五条の四の 規定の違反となるような行為をいう。

|108 「本線車道通行車妨害」とは、法第七十五条 |の六第一項の規定の違反となるような行為をい |う。

109 「本線車道緊急車妨害」とは、法第七十五条 の六第二項の規定の違反となるような行為をい う。

110 「本線車道出入方法違反」とは、法第七十五条の七の規定の違反となるような行為をいう。

111 「牽(けん)引自動車本線車道通行帯違反」 とは、法第七十五条の八の二第二項から第四項ま での規定の違反となるような行為をいう。

112 「故障車両表示義務違反」とは、法第七十五 条の十一第一項の規定に違反する行為をいう。

113 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、法第 八十七条第三項の規定に違反する行為をいう。

114 「運転殺人等」とは、自動車等の運転により 人を死亡させ又は建造物を損壊させる行為で故意 (人の傷害に係るものを含む。)によるもの(建 造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によ つて人が死亡した場合に限る。)をいう。

115 「危険運転致死」とは、人の死亡に係る刑法 第二百八条の二の罪に当たる行為(自動車等の運 転に関し行われたものに限る。以下この表におい て同じ。)をいう。

116 「運転傷害等(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意(人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。)によるもの(建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。118及び120において同じ。)のうち、負傷者の治療期間

(負傷の治療に要する期間(負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も 負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間) をいう。以下同じ。)が三月以上であるもの又は 負傷者に後遺障害(負傷が治つたとき(その症状が固定したときを含む。)における身体の障害で 国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。 以下同じ。)が存するものをいう。 国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。 以下同じ。)が存するものをいう。

117 「危険運転致傷(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、人の傷害(治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

118 「運転傷害等(治療期間三十日以上)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く。)をいう。

119 「危険運転致傷(治療期間三十日以上)」とは、人の傷害(治療期間が三十日以上三月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

120 「運転傷害等(治療期間十五日以上)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く。)をいう。

121 「危険運転致傷(治療期間十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上三十日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

122 「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、116、118及び120に規定する行為以外のものをいう。

123 「危険運転致傷(治療期間十五日未満)」とは、人の傷害(治療期間が十五日未満であるもの (後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に 係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をい う。

124 「酒酔い運転」とは、法第百十七条の二第一号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう。

125 「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第三 号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行わ れたものに限る。)をいう。

126 「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に 当たる行為(自動車等の運転に関し行われたもの に限る。)をいう。 117 「危険運転致傷(治療期間三月以上又は後遺障害)」とは、人の傷害(治療期間が三月以上であるもの又は後遺障害が存するものに限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

118 「運転傷害等(治療期間三十日以上)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が三十日以上三月未満であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く。)をいう。

119 「危険運転致傷(治療期間三十日以上)」とは、人の傷害(治療期間が三十日以上三月未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

120 「運転傷害等(治療期間十五日以上)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、負傷者の治療期間が十五日以上三十日未満であるもの(負傷者に後遺障害が存するものを除く。)をいう。

121 「危険運転致傷(治療期間十五日以上)」とは、人の傷害(治療期間が十五日以上三十日未満であるもの(後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をいう。

122 「運転傷害等(治療期間十五日未満又は建造物損壊)」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、116、118及び120に規定する行為以外のものをいう。

123 「危険運転致傷(治療期間十五日未満)」とは、人の傷害(治療期間が十五日未満であるもの (後遺障害が存するものを除く。)に限る。)に 係る刑法第二百八条の二の罪に当たる行為をい う。

124 「酒酔い運転」とは、法第百十七条の二第一号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行われたものに限る。)をいう。

125 「麻薬等運転」とは、法第百十七条の二第三 号の罪に当たる行為(自動車等の運転に関し行わ れたものに限る。)をいう。

|126 「救護義務違反」とは、法第百十七条の罪に |当たる行為(自動車等の運転に関し行われたもの |に限る。)をいう。

- その他-

施行日:平成22年 4月19日

別表第六 (第四十五条関係) 別表第六 (第四十五条関係) 反則行為の種別 反則行為の種別 反 反 則 則 車両 車両 金 金 等の 等の 反則行為の種類 反則行為の種類

	種類	の額		種類	の額
一 積載物重量制限超過(普通等十割以 上)	普通車	三万五千円	一 積載物重量制限超過(普通等十割以 上)	普通 車	三万五千円
	二輪車	三万円		二輪車	三万円
	原付 車	二万五千円		原付 車	二万五千円
二 速度超過(高速三十五以上四十未 満)	大型 車	四万円	二 速度超過(高速三十五以上四十未 満)	大型 車	四万円
	普通車	三万五千円		普通 車	三万五千円
	二輪車	三万円		二輪車	三万円
	原付 車	二万円		原付 車	二万円
三 積載物重量制限超過(五割以上十割未満)	大型 車	四万円	三 積載物重量制限超過(五割以上十割未満)	大型 車	四万円
	普通 車	三万円		普通 車	三万円
	二輪車	二万五千円		二輪車	二万五千円
	原付車	二万円		原付車	二万円
四 速度超過(高速三十以上三十五未 満)又は積載物重量制限超過(五割未 満)	大型 車	三万円	四 速度超過(高速三十以上三十五未 満)又は積載物重量制限超過(五割未 満)	大型 車	三万円
	普通	万万	9	普通	二万

	車	五千円		車	五千円
	二輪車	二万円		二輪車	二万円
	原付 車	一万五千円		原付 車	一万五千円
五 速度超過(二十五以上三十未満)	大型 車	二万五千円	五 放置駐車違反(駐停車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所等))	大車は被牽けん)	二万七千円
	普通 車	一万八千		引車	
		円		普通車	万円
	二輪車	万五千円		二輪 車又 は原 付車	一万二千円
	原付 車	一万二千円	六 速度超過(二十五以上三十未満)	大型 車	二万五千円
六 放置駐車違反(駐停車禁止場所等)	大車は被(ん引型又重牽け)車	二万五千円		普通車	一万八千円
	普通車	一万八千円		二輪車	一万五千円
	二輪 車又 は原 付車	一万円		原付 車	一万二千円
七 放置駐車違反(駐車禁止場所等)	大型 車又 は重	二万	七 放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))	大型 車又 は重	二万

	被牽 (けん) 引車	千円		被牽(けん)引車	五千円
	普通 車	一万五千円		普通 車	一万八千円
	二輪 車又 は 付車	九千円		二輪 車又 は 付車	一万円
	大型 車	二万円	八 放置駐車違反(駐車禁止場所等(高 齢運転者等専用場所等))	大型 車又 は が	二万
八 速度超過(二十以上二十五未満)又	普通 車	一万五千円		車は被牽けん引車	万三千円
は大型自動二輪車等乗車方法違反	二輪車	一万二千円		普通車	一万七千円
	原付 車	一万円		二輪 車又 は原 付車	一万千円
九 速度超過(十五以上二十未満)又は しや断踏切立入り	大型 車	一万五千円	九 放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))	大車は被(大型又重牽け)	二万千円
	普通 車	一万二千		引車	_
	二輪車	円九千		普通 車	万五千円
	原付車	円 七千円		二輪 車又 は原 付車	九千円
十 駐停車違反(駐停車禁止場所等)	大型車	一万五千		大型 車	二万円
		円	21		_

				普通	万
	普通車	一万二	十 速度超過(二十以上二十五未満)又	車	万五千円
		千円	は大型自動二輪車等乗車方法違反	二輪	万
	二輪 車又 は原 付車	七千円		車 	千円
十一 駐停車違反(駐車禁止場所等)	大型車又	_		原付車	万円
	車は一般では、東京の主義をは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京のようないが、まるのは、東京の主義をは、東京の主義をは、まるのまるには、東京の主義をは、まるのまるには、まるいまるには、まるいまるいまるいまるいまるいまるいまるいまるいまるいまるいまるいまるいまるいま	万二千円	十一 駐停車違反(駐停車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所等))	大型 車	一万七千円
	普通車	万円		普通車	一万四千
	二輪 車又 は原 付車	六千円		二輪車又	十円 九千
		一万		は原付車	户
十二 速度超過(十五未満)、信号無視 (赤色等)、通行区分違反、高速自動	大型 車	二千円	十二 速度超過(十五以上二十未満)又 はしや断踏切立入り	大型車	一万五千
■ 車国道等車間距離不保持、追越し違 ■ 反、踏切不停止等、交差点安全進行義 ■ 務違反、横断歩行者等妨害等、整備不	普通車	九千円			十円
良(制動装置等)、安全運転義務違 反、携帯電話使用等(交通の危険)、 本線車道横断等禁止違反又は高速自動 車国道等運転者遵守事項違反	二輪車	七千円		普通車	一万二千円
	原付 車	六千円		二輪車	九千円
十三 信号無視(点滅)、通行禁止違 反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側 方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止 違反、法定横断等禁止違反、路面電車	大型 車	九千円		原付車	七千円
後方不停止、優先道路通行車妨害等、 徐行場所違反、指定場所一時不停止 等、積載物大きさ制限超過、積載方法	普通車	七千円	十三 駐停車違反(駐停車禁止場所等 (高齢運転者等専用場所等以外))	大型	一万五千
制限超過、整備不良(尾灯等)、幼児 等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免 許条件違反	二輪車	六千円		車	千円
	原付	五千	22	普通	万二

	車	円		車	千田田	
十四 通行帯違反、路線バス等優先通行 帯違反、道路外出右左折合図車妨害、 指定横断等禁止違反、車間距離不保	大型 車	七千円		二輪車又	円七千	
持、進路変更禁止違反、追い付かれた 車両の義務違反、乗合自動車発進妨 害、割込み等、交差点右左折等合図車 妨害、指定通行区分違反、交差点優先 車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入	普通 車又 輪車	六千円	十四 駐停車違反(駐車禁止場所等(高 齢運転者等専用場所等))	は原付車	円一万	
禁止違反、無灯火、減光等義務違反、 合図不履行、合図制限違反、警音器吹 鳴義務違反、乗車積載方法違反、定員				車	四千円	
外乗車、牽(けん)引違反、泥はね運 転、転落等防止措置義務違反、転落積 載物等危険防止措置義務違反、安全不 確認ドア開放等、停止措置義務違反、 騒音運転等、初心運転者等保護義務違 反、携帯電話使用等(保持)、公安委	原付車	五千円		普通車	一万二千円	
会遵守事項違反、消音器不備、最低 速度違反、本線車道通行車妨害、本線 車道緊急車妨害、牽(けん)引自動車 本線車道通行帯違反、故障車両表示義 務違反又は仮免許練習標識表示義務違			IJ		二輪 車又 は原 付車	八千円
反	大型	六千	十五 駐停車違反(駐車禁止場所等(高 齢運転者等専用場所等以外))	大型 車又 は重 被牽	万万	
十五 通行許可条件違反、軌道敷内違反、道路外出右左折方法違反、交差点	車 <u>普通</u>	円		はいる。	千円	
右左折方法違反、制限外許可条件違 反、原付牽(けん)引違反、運行記録 計不備、初心運転者標識表示義務違 反、聴覚障害者標識表示義務違反又は	車又は二輪車	四千円		普通車	一万円	
本線車道出入方法違反	原付 車	三千円		二輪車又(共原	六千	
十六 警音器使用制限違反又は免許証不 携帯	大型車、			は原 付車	円	
	普車二車はは	三千円	十六 速度超過(十五未満)、信号無視 (赤色等)、通行区分違反、高速自動	大型 車	一万二千円	
			車国道等車間距離不保持、追越し違 反、踏切不停止等、交差点安全進行義 務違反、横断歩行者等妨害等、整備不	普通車	九千円	
行為の種類と反則行為に係る車両等の種類区分したものとし、反則金の額は、当該し、この表の下欄に掲げる金額とする。 二この表の反則行為の種類の欄に掲げる	区分に 用語の	応)意	良(制動装置等)、安全運転義務違 反、携帯電話使用等(交通の危険)、 本線車道横断等禁止違反又は高速自動 車国道等運転者遵守事項違反	二輪車	七千円	
味は、それぞれ別表第二の備考の二に定るによるほか、次に定めるところによる。 1 「速度超過(高速三十五以上四十未満は、速度超過のうち、その超える速度が	。 j) 」と 三十五	: ‡		原付車	六千円	
ロメートル毎時以上四十キロメートル毎日	与未満	十七 信号無視(点滅)、通行禁止違		九		

もの(高速自動車国道等における行為に限る。) をいう。 2 「積載物重量制限超過(五割以上十割未満)」	反、歩行者用道路徐行違反、歩行者側 方安全間隔不保持等、急ブレーキ禁止	大型 車	千円
とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積 載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満 のものをいう。	違反、法定横断等禁止違反、路面電車 後方不停止、優先道路通行車妨害等、 徐行場所違反、指定場所一時不停止 等、積載物大きさ制限超過、積載方法	普通 車	七千円
3 「速度超過(高速三十以上三十五未満)」と は、速度超過のうち、その超える速度が三十キロ メートル毎時以上三十五キロメートル毎時未満の もの(高速自動車国道等における行為に限る。)	制限超過、整備不良(尾灯等)、幼児 等通行妨害、安全地帯徐行違反又は免 許条件違反	二輪車	六千円
をいう。 4 「積載物重量制限超過(五割未満)」とは、積 載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合 が五十パーセント未満のものをいう。		原付 車	五千円
◆追加◆ 5 「速度超過(二十五以上三十未満)」 とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五 キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時未満	十八 通行帯違反、路線バス等優先通行 帯違反、道路外出右左折合図車妨害、 指定横断等禁止違反、車間距離不保	大型 車	七千円
のものをいう。 ◆追加◆ 6 「速度超過(十五以上二十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が十五キロメートル毎時以上二十キロメートル毎時未満のものをいう。	持、進路変更禁止違反、追い付かれた 車両の義務違反、乗合自動車発進妨 害、割込み等、交差点右左折等合図車 妨害、指定通行区分違反、交差点優先 車妨害、緊急車妨害等、交差点等進入	普通 車又 は二 輪車	六千円
◆追加◆ 7 「速度超過(十五未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が十五キロメートル毎時未満のものをいう。 8 「信号無視(赤色等)」とは、法第七条の規定の違反となるような行為(赤色の燈火若しくは黄色の燈火又はこれらの信号の意味と同じ意味の信号に係る行為に限る。)をいう。 9 「信号無視(点滅)」とは、法第七条の規定に違反する行為(8に規定する行為を除く。)をいう。 10 「泥はね運転」とは、法第七十一条第一号の規定に違反する行為をいう。 11 「公安委員会遵守事項違反」とは、法第七十一条第六号の規定に違反する行為をいう。 12 「運行記録計不備」とは、法第六十三条の二第一項の規定に違反する行為をいう。	禁止違反、無灯火、減光等義務違反、 合図制限違反、警音器以 鳴義務違反、乗車積載方法違反、起 鳴義務違反、乗車積載方法違反、 長之、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、	原付車	五千円
13 「警音器使用制限違反」とは、法第五十四条第 二項の規定に違反する行為をいう。 14 「免許証不携帯」とは、法第九十五条第一項又	十九通行許可条件違反、軌道敷内違	大型 車	六千円
は第百七条の三前段の規定に違反する行為をいう。 三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、大	□ 反、道路外出右左折方法違反、交差点 □ 右左折方法違反、制限外許可条件違 □ 反、原付牽(けん)引違反、運行記録 □ 計不備、初心運転者標識表示義務違 □ 反、聴覚障害者標識表示義務違反又は	普通 車又 は 輪車	四千円
型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車をいう。 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。	本線車道出入方法違反	原付車	三千円
3 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通自動 二輪車をいう。 4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付 自転車をいう。	二十 警音器使用制限違反又は免許証不 携帯	大車普車二車は型、通、輪又原	三千円

備考

- 一 反則行為の種別は、この表の上欄に掲げる反則 行為の種類と反則行為に係る車両等の種類に応じ 区分したものとし、反則金の額は、当該区分に応 じ、この表の下欄に掲げる金額とする。
- 二 この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
- 1 「速度超過(高速三十五以上四十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十五キロメートル毎時以上四十キロメートル毎時未満のもの(高速自動車国道等における行為に限る。)をいう。
- 2 「積載物重量制限超過(五割以上十割未満)」 とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積 載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満 のものをいう。
- 3 「速度超過(高速三十以上三十五未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時以上三十五キロメートル毎時未満のもの(高速自動車国道等における行為に限る。)をいう。
- 4 「積載物重量制限超過(五割未満)」とは、積 載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合 が五十パーセント未満のものをいう。
- 5 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等))」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については法定駐停車禁止場所にある指定駐車場所における行為に限る。10において同じ。)のうち、その行為が放置行為に該当するときのものをいう。
- 6 「速度超過(二十五以上三十未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメートル毎時未満のものをいう。
- 7 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。
- 8 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等))」とは、法第四十五条第一項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については高齢運転者等専用場所における行為に限り、法第四十九条の四の規定の違反となるような行為については指定駐車場所(法定駐停車禁止場所にあるものを除く。)における行為に限る。13において同じ。)のうち、その行為が放置行為に該当するときのもの又はその行為をした場合において放置行為をしたときのものをいう。
- 9 「放置駐車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者

- 等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の二の44に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。
- 10 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等))」とは、法第四十四条又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。
- 11 「速度超過(十五以上二十未満)」とは、速度 超過のうち、その超える速度が十五キロメートル 毎時以上二十キロメートル毎時未満のものをい う。
- 12 「駐停車違反(駐停車禁止場所等(高齢運転者 等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の 二の43に規定する行為のうち、10に規定する行為 以外のものをいう。
- 13 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等 専用場所等))」とは、法第四十五条第一項又は 第四十九条の四の規定の違反となるような行為の うち、8に規定する行為以外のものをいう。
- 14 「駐停車違反(駐車禁止場所等(高齢運転者等専用場所等以外))」とは、別表第二の備考の二の80に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。
- 15 「速度超過(十五未満)」とは、速度超過のうち、その超える速度が十五キロメートル毎時未満のものをいう。
- 16 「信号無視(赤色等)」とは、法第七条の規定 の違反となるような行為(赤色の燈火若しくは黄 色の燈火又はこれらの信号の意味と同じ意味の信 号に係る行為に限る。)をいう。
- **17** 「信号無視(点滅)」とは、法第七条の規定に 違反する行為(**16**に規定する行為を除く。)をい う。
- 18 「泥はね運転」とは、法第七十一条第一号の規定に違反する行為をいう。
- 19 「公安委員会遵守事項違反」とは、法第七十一 条第六号の規定に違反する行為をいう。
- 20 「運行記録計不備」とは、法第六十三条の二第 一項の規定に違反する行為をいう。
- 21 「警音器使用制限違反」とは、法第五十四条第 二項の規定に違反する行為をいう。
- 22 「免許証不携帯」とは、法第九十五条第一項又は第百七条の三前段の規定に違反する行為をいっ
- 三 この表の車両等の種類の欄に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- 1 「大型車」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車をいう。
- 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
- 3 「二輪車」とは、大型自動二輪車及び普通自動 二輪車をいう。
- 4 「原付車」とは、小型特殊自動車及び原動機付 自転車をいう。

改正法・附則・題名- ~ 平成21年12月18日 政令 第291号~

施行日:平成22年 4月19日					
◆追加◆	附 則(平成二一・一二・一八政二九一)				
- 改正法·附則- ~ 平成21年12月18日 政令 第291号~					
施行日:平成22年 4月19日					
◆追加◆	この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の 施行の日(平成二十二年四月十九日)から施行 する。				